住民税の申告をお忘れなく！

税務収納課市民税係☎0824-73-1146

給与所得者や年金受給者で、次のような所得があった場合は、住民税の申告が必要になることがあります。

- **副業・アルバイトの所得**
- **原稿料、講演料などの報酬**
- **個人年金**
- **不動産収入**
- **株式などの譲渡所得や配当所得（申告制度による）**
- **交付金（中山間など）**
- **その他の所得**

ご注意ください！

「給与以外の所得が20万円以下だから申告不要」という扱いは、住民税には適用されません。

所得税では、給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告が不要となることがありますが、住民税にはこの特例はありません。

給与や公的年金以外の所得があり、所得税の確定申告をしない場合は、所得額にかかわらず、原則として住民税の申告が必要です。



住民税の申告が必要な例

- 給与の他に副業収入が5万円あった
- 公的年金の他に個人年金収入があった
- 給与の他に少額の不動産収入があった

このような場合で、所得税の確定申告をしないときは、住民税の申告が必要となることがあります。

申告が不要な場合

次のような場合は、住民税申告は不要です。

- 所得税の確定申告をした
- 勤務先で給与の年末調整をしていて、他に申告すべき所得がない
- 公的年金の所得以外に申告すべき所得がない

適正な課税にご協力ください

住民税の申告内容は、医療保険料や介護保険料、各種行政サービスの判定資料にもなります。

適正な課税のため、期限内の申告をお願いします。

12月3日～9日は「障害者週間」です

社会福祉課障害者福祉係☎0824-73-1210

障害者週間とは

障害者週間は、障害や障害のある人への関心と理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促進するために設けられています。

事故や病気などによって、障害は誰にでも生じる可能性があります。また、障害にはさまざまな種類があり、外見からは分かりにくいものもあります。一人一人の障害の特性や困りごとは異なるため、相手の立場に立って考えることが大切です。

障害のある人の声に耳を傾け、日常生活の中でできる配慮や工夫を一緒に考えてみましょう。



一人一人にできること

障害のある人は、移動や買い物、コミュニケーションなど、生活のさまざまな場面で不便を感じることがあり、周りの人の心遣いや手助けを必要とする場合があります。

障害のある人から、手助けを頼まれた時や、助けを求めていることが分かった時などは、自分にできる範囲で、手助けや声掛けなどの対応をしていきましょう。

障害者理解促進・啓発講演会

障害のある人への理解を深め、誰もが共に安心して暮らせる地域づくりを進めるため、障害者週間に合わせて講演会を開催します。

とき
12月7日㈪18時30分～20時

ところ
庄原自治振興センター

講演テーマ
『幸せってなんだっけ?』
～障がいのある人の尊厳を守り、支える人の心も守るために～

講師
島田（しまだ）妙子（たえこ）さん
（一般財団法人　児童虐待防止機構オレンジCAPO理事長）

